

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…一
- 東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定……………
- ……………(主税局税制部税制課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施 (三件) ……………
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定 (三件) ……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………三
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更……………
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………三
- 農用地利用配分計画の縦覧……………
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………五
- 東京都立中央図書館の休館……………
- ……………(同)……………五
- 東京都立多摩図書館の休館……………
- ……………(同)……………五
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………
- ……………(同)……………五

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六

○特定非営利活動法人の認定……………(同)……………七

○仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)……………八

○仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)……………八

○開発行為に関する工事完了 (二件) ……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八

## 告示

●東京都告示第千五百八十七号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

図書類	指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二四	雑誌	IZUMI COMI CS 25	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	
四二二五	同右	ムークコミックス ピーチシリーズ	同右	

●東京都告示第千五百八十八号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第十七条の二第一項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百四十八号(東京都都税条例の規定による納期限等の延長)において別に告示で定めることとされている期日は、法人の都民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに都たばこ税に係るものを除き、その納期限等が平成二十八年四月十四日から同年十月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千五百八十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月十六日

東京都計量検定所長 戸谷 嘉孝

一 検査地域 江東区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

(株)ブラック企業 O L  
性奴墮落  
五八八一四一〇八  
株式会社ジーウォーク

十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日  
平成二十八年十月二十八日から同年十二月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所  
(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関  
一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千五百九十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月十六日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 足立区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもり

を含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日  
平成二十八年十月二十七日から平成二十九年二月六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所  
特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関  
一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千五百九十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月十六日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 墨田区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
- 二 検査期日 平成二十八年十月十七日から同月二十一日まで
- 三 検査場所 特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在の場所

●東京都告示第千五百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月十六日	西東京市住吉町二丁目二千七百五十番八及び同番十六	延長 一五・三八 七・七五 一〇・二七
----------------------	-------------	--------------------------	------------------------------

幅員	四・三七
	四・三七
	四・五〇
	四・五〇

●東京都告示第千五百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の位置  
 延長  
 幅員(単位メートル)

●東京都告示第千五百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の位置  
 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十八年八月十八日  
 小平市たかの台千四百二十番百六十九の一部分  
 延長  
 幅員  
 四・七五  
 四・〇〇

●東京都告示第千五百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて

いて縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類  
 変更年月日  
 変更に係る道路の位置  
 変更に係る道路の面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十八年八月十八日  
 清瀬市竹丘二丁目千五百二十番三十八の一部分  
 廃止面積  
 三・四八

●東京都告示第千五百九十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
葛西 浩	眼科	平成27年10月27日	茗荷谷かさい眼科 砂町眼科	文京区小日向4-6-12 茗荷谷駅MFビル2階 江東区北砂3-1-1	砂町眼科	江東区北砂3-1-1

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
山田 勝士	耳鼻咽喉科	平成27年10月1日	医療法人社団涼音会山田耳鼻咽喉科	世田谷区太子堂4-23-12 井上ビル3階	山田耳鼻咽喉科	世田谷区太子堂4-23-12 井上ビル3階
佐久間 文子	耳鼻咽喉科	平成27年11月1日	公益財団法人日産厚生会診療所 医療法人財団神尾記念病院	港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル2階 千代田区神田淡路町2-25	医療法人財団神尾記念病院	千代田区神田淡路町2-25
宮本 博行	耳鼻咽喉科	平成28年1月1日	みやもと耳鼻咽喉科	府中市美好町3-31-4	みやもと耳鼻咽喉科	府中市美好町3-6-5 ベルフィーノ府中1階A号室

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
海野 佳子	神経内科	平成27年9月1日	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	河北総合病院 河北リハビリテーション病院	杉並区阿佐谷北1-7-3 杉並区堀ノ内1-9-27
小粥 博樹	整形外科	平成27年10月1日	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22
田邊 亜矢	リハビリテーション科	平成27年10月1日	医療法人社団紹郷会雑色たなべ整形外科リハビリテーション科	大田区東六郷2-10-10	雑色たなべ整形外科リハビリテーション科	大田区東六郷2-10-10

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
綱 敬史	呼吸器内科	平成27年11月24日	医療法人社団MIG金町慶友整形外科リウマチ科内科 公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属福永寿総合病院	葛飾区金町6-4-3 金町メディカルモール2階及び3階 台東区東上野2-23-16	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属福永寿総合病院	台東区東上野2-23-16

5 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
田中 友里	腎臓内科	平成27年10月1日	東邦大学医療センター大橋病院 医療法人社団森と海東京蒲田病院	日黒区大橋2-17-6 大田区西蒲田7-10-1	東邦大学医療センター大橋病院	日黒区大橋2-17-6
成田 佳乃	循環器内科	平成27年10月28日	医療法人社団けいせい会西新井大師西腎透析クリニック	足立区西新井5-30-12	医療法人社団けいせい会西新井大師西腎透析・循環器クリニック	足立区西新井5-30-12
倉林 和隆	内科	平成27年11月1日	医療法人社団愛桜会赤塚幸クリニック	板橋区赤塚新町1-25-10 1階	医療法人財団明理会東京腎泌尿器センター大和病院	板橋区本町36-3

6 小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
杉藤 公信	小児外科	平成27年10月1日	ひばりヶ丘北口駅前クリニック	西東京市ひばりが丘北3-3-30 エクレールひばり1階	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1

7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
相野田 祐介	血液内科	平成27年11月1日	公益財団法人東京都保健医療公社佐原病院	大田区東雪谷4-5-10	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

五 意見書の提出先

- 二 申請年月日  
平成二十八年八月三十日
- 三 縦覧場所  
東京都産業労働局農林水産部農業振興課
- 四 縦覧期間  
平成二十八年九月十六日から平成二十八年九月三十日まで

氏名又は名称	住 所	在 地	面積 (平方メートル)
宮下 香理	東京都三宅島三宅村阿古五百六十八番二	東京都三宅島三宅村阿古千五百二十七番一	四、〇三九

●東京都告示第千五百九十七号  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年九月十六日  
東京都知事 小 池 百合子

一 農用地利用配分計画の概要  
賃借権の設定等を  
受ける者  
賃借権の設定等を  
受ける土地

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十二号

東京都立図書館規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十八年九月十六日  
東京都教育委員会

一 期日 平成二十八年十月二十一日、同年十一月十八日、同年十二月十六日及び同月二十日から同月二十六日まで

二 理由 設備等の保守点検及び東京都立図書館情報システム更新のため

●東京都教育委員会告示第四十三号

東京都立図書館規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十八年九月十六日  
東京都教育委員会

一 期日 平成二十八年十月十六日、同年十一月二十日及び同年十二月二十日から同月二十八日まで

二 理由 設備等の保守点検、東京都立図書館情報システム更新及び移転に向けた準備のため

告 示 (交)

●交通局告示第五号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十八年九月十六日

東京都交通局長 山手 斉

一 記念乗車券の名称

(一) 都営地下鉄「秋」のワンデーパス

(二) 都営地下鉄「冬」のワンデーパス

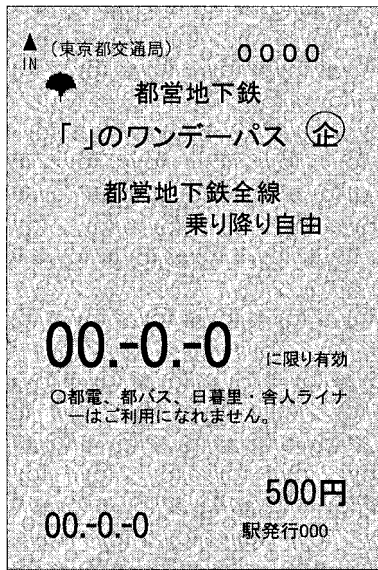
二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、

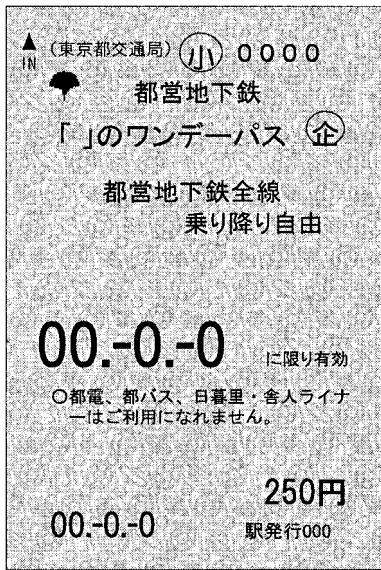
小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

(一) 都営地下鉄「秋」のワンデーパス

平成二十八年九月十七日から同年十一月二十三日ま

での東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日並びに同年九月二十三日及び同年十一月四日とする。

(二) 都営地下鉄「冬」のワンデーパス

平成二十八年十二月十七日から平成二十九年一月二十二日までの東京都の休日に関する条例に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ニュース時事能力検定協会

三 代表者の氏名

岸井 成格

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、時事問題に関する検定試験事業、講演会及び講習会を実施する事業、調査研究事業、普及啓発事業、時事問題学習を推進する団体等への助成事業を行い、社会教育の場や国際社会において貢献できる人材を育成し、我が国における文字活字文化の発展及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にあい福祉サービス

三 代表者の氏名

山田 治子

四 主たる事務所の所在地

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二十五番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、東京都西多摩地域周辺の高齢者・障害者

等に対し、介護保険事業及び在宅福祉サービス事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本プロフィールバス協会

三 代表者の氏名

元吉 伸一

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東五反田三丁目一番六号 ウエストワールドビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び企業に対して、工場等で使われているコンピュータ及び機器間におけるデジタル通信規格を定めた国際規格IEC61158 (Digital data Communications for measurement and control Fieldbus for use in industrial systems) に準拠するプロフィールバス (PROFIBUS) およびプロフィールネットワーク (PROFINET) の啓蒙、普及のための活動、認証試験、コンサルティング等の事業を世界各地のプロフィールバス協会と協力しながら行い、社会教育の推進、国際協力活動および科学技術の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えがおさんさん

三 代表者の氏名

松尾 陽子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目二十五番三十六号 三〇

C タイオーインターナショナルビルディング

五 定款に記載された目的

この法人は、障害や病気のある、及び医療的ケアを必要とする障害児・者ならびにその家族に対して、地域で共に生活し、地域との交流や世代間の交流を図りながら、心身ともに豊かに生活できる場づくりを目指した事業を行い、また、子育て、家族支援等の福祉の増進を通して、社会一般の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会

三 代表者の氏名

廣田 博子

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市八幡町三丁目四番二十三号 フローラ

一〇一

五 定款に記載された目的

本協会は、身体障害者に対して陸上競技大会、車椅子マラソン大会等の開催及び陸上競技の情報収集・提供に関する事業等を通して、身体障害者が積極的に社会参加することにより、共生を促すというノーマライゼーションの醸成を図ると同時に、身体障害者が本協会の事業に参加することにより、多くの友人をつくり、生甲斐を見出し、生きることへの自信を深め、自立への道につなげていくという日常生活の質の向上に寄与し、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ジャパンハート

二 代表者の氏名

吉岡 秀人

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東一丁目三十三番六号 セントオフィス

ス秋葉原一〇階

四 認定の有効期間

平成二十八年九月五日から平成三十三年九月四日まで

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人女性のスペース「結」

二 代表者の氏名

西山 美幸

三 主たる事務所の所在地

東京都中野区上高田二丁目五十八番十三号

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会

二 代表者の氏名

瀬島 俊介

三 主たる事務所の所在地

東京都品川区上大崎二丁目二十番八号の三

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月十六日

東京都多摩建築指導事務局長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

西多摩郡日の出町大字大久野字萱窪千五百五十二番一、同番二、千五百五十三番、同番地先、千五百五十四番及び千五百六十番

あきる野市秋川四丁目十五番地一

有限会社ちひろ

代表取締役 小林 進

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月十六日

東京都多摩建築指導事務局長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東村山市富士見町四丁目四番一から同番三まで、同番八及び同番六十六

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

小平市天神町一丁目百十番、百十三番及び百十四番二

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

小平市天神町一丁目百十番、百十三番及び百十四番二

東村山市久米川町一丁目二一五番五

武蔵野市境二丁目二番二

西東京市芝久保町三丁目千九百八十七番一の一部

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一

兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 恒成

小金井市貫井南町二丁目三百八番二の一部、三百九番及び前原町五丁目千二十番十九

小金井市前原町五丁目八番十五号

株式会社小嶋工務店

代表取締役 小嶋 智明

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう



とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年九月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 京王新宿追分ビル

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番十三号

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の店舗名 丸井インザーム新宿店

六 変更後の店舗名 京王新宿追分ビル

七 変更前の設置者の代表者名 加藤 奥

八 変更後の設置者の代表者名 紅村 康

九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社FOREVER 21 JAPAN RETAIL

十一 変更日 平成二十八年六月二十九日ほか

十二 届出日 平成二十八年八月十九日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める

十五 縦覧時間

休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001